

第30回CY法務セミナー【追加開催】

改正個人情報保護法に基づく実務対応について

【4月27日（木）開催セミナーご好評につき、追加開催いたします。】

【開催日時】 2017年5月11日（木）15:00～17:00（14:30受付開始）

【会場】 シティニューワ法律事務所ホール（東京都千代田区丸の内2-2-2丸の内三井ビル8階）

【受講料】 無料

【定員】 50名（1社あたりのお申込みは2名までとさせていただきます。）

*恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、学生の方のお申込みはご遠慮ください。

セミナー内容

1. 個人情報保護法の概要
2. 個人情報保護法の改正ポイント
3. 個人情報保護法ガイドライン（通則編）等に基づく実務対応
4. 中小規模事業者における実務対応
5. 金融関連分野及び不動産分野における実務対応

＜スピーカーより＞

個人情報の保護に関する法律（通称「個人情報保護法」）は、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となり、新産業・新サービスやイノベーション創出に寄与することが期待されている現状を背景に、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによる新産業・新サービスの創出と国民の安心・安全の確保等を目的として、2015年9月に改正法が公布されました。

改正法は、2017年5月30日に全面施行されますが、それに先立ち、個人情報保護委員会は、2016年11月に、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の「通則編」、「第三者提供時の確認・記録義務編」、「匿名加工情報編」等を公表し、2017年2月には、金融分野、信用分野及び債権管理回収業分野における「個人情報保護に関するガイドライン」を、各関係省庁とともに、それぞれ公表しています。

今回のセミナーでは、改正法の施行を約1か月後に控え、個人情報保護法の概要や改正のポイントを確認した上で、改正部分を中心に各種ガイドライン等を踏まえた実務対応における留意点等を説明いたします。また、改正法により新たに適用対象となる小規模事業者や、金融関連分野及び不動産分野における実務対応上の留意事項についても解説いたします。

＜スピーカープロフィール＞

弁護士 麻生裕介（あそうゆうすけ）

当事務所所属弁護士（パートナー）。2004年弁護士登録。2007年12月～2009年6月金融庁総務企画局市場課専門官として証券決済制度（振替制度及び清算機関制度等）の企画・立案等を担当。主な取扱い分野は、不動産取引、紛争処理（訴訟含む）、証券化等の金融取引、証券・資金決済。

弁護士 松尾宗太郎（まつおそうたろう）

当事務所所属弁護士（パートナー）。2004年弁護士登録。紛争処理とともに企業法務を主に取り扱っており、個人情報保護法を始めとする各種法規制対応から、TOB対応を含むM&A、会社分割等の組織再編、企業提携等について、幅広い実務経験を有している。